

同志社大学大学院学生の外国派遣に対する奨学金募集要項

「同志社大学大学院学生の外国派遣に対する奨学金」について以下のとおり募集をおこなう。

1. 出願対象者

以下に記す全ての要件に合致する者が出願可能である。

- ① 指導教員による研究指導若しくは、大学院科目の履修の一環として日本から外国へ派遣される本学大学院学生であること
- ② 当該外国派遣期間中の研究活動期間若しくは、大学院科目の履修に該当する学修期間が10日以上、3ヶ月以内であること
- ③ 指導教員若しくは、科目担当教員から本奨学金の出願について推薦が受けられる者であること
- ④ 当該年度内に本奨学金へ出願・給付を受けていない者であること

2. 出願期間

当該外国派遣の原則出発1ヶ月前までに出願を完了しておくこと

3. 出願書類

同志社大学大学院学生の外国派遣に対する奨学金 願書

4. 出願書類提出場所

所属する研究科の事務室

5. 給付金額

100,000円

※「3. 出願書類」と「7. 義務」に定められている必要書類を全て提出した後
選考を経て、給付される

6. 返還

不要

7. 義務

本奨学金の給付を受ける大学院学生は帰国後、速やかに以下の書類を提出する必要がある。

報告書類提出場所：国際課

- ① 同志社大学大学院学生の外国派遣に対する奨学金 成果報告書
- ② 外国派遣の事実を証明する証憑物（例：航空搭乗券の半券、パスポートの出入国記録の複写）
- ③ 10日以上活動をともなう外国派遣の事実を客観的に確認できる書類
（例：受入許可書、招聘状、訪問記録票等）

※『10日以上活動をともなう外国派遣の事実を客観的に確認できる書類』の準備ができない場合には、当該外国派遣における10日間以上の活動を担当指導教員が確認・証明した『外国派遣における研究活動証明書』を提出する必要がある

8. 注意

- ① 外国協定大学への派遣留学は、本奨学金の対象とはならない。外国協定大学へ派遣留学する学生（若しくは候補者）は、所定の期間に「外国協定大学派遣留学生に対する奨学金」へ出願すること。
- ② 本奨学金へ出願し、外国渡航をする場合、渡航先における危機管理は自己の責任にておこなうこと。本奨学金へ出願受理をもって本学が出願者の危機管理へ責任を負うものではない。
- ③ 帰国後に提出する成果報告書は、本奨学金の受給をするに適切な内容・分量であること。